

○道路法第37条に基づく占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	管理している事務所
一般国道	4号	郡山市喜久田町四十坦5番263から同市富久山町八山田字山崎100番まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	福島県耶麻郡西会津町宝坂大字宝坂字タテ沼乙1234番2から同町宝坂大字宝坂字高反乙477番112まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	福島県耶麻郡猪苗代町大字中小松字五百苺52番1から同町大字堅田字西欠前205番1まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字浜田1076番1から同町大字長田字南烏帽子1番まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	郡山市田村町守山字小性町75番2から同市田村町守山小性町128番2まで	郡山国道事務所
一般国道	49号	郡山市富田町字西町下16番2から同市富田町久根下4番1まで	郡山国道事務所

○制限の対象とする占用制限

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

○占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。